

# 廿日市西高等学校「文化部活動に係る活動方針」

広島県教育委員会が令和元年6月に作成した「文化部活動の方針」に則り、本校の文化部活動に係る活動方針を次のように制定する。

## 1 基本方針

- (1) 生徒が文化・芸術に親しむことで、自己肯定感や達成感、満足感を得させ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養を目指す。
- (2) 生徒が、仲間と共に活動することを通して、良好な人間関係を形成するとともに、自主性や協調性を育む。

## 2 適切な運用のための体制

- (1) 校長は、各部活動に部活動顧問を複数人配置し、適切に部活動を実施できる体制の構築を図る。
- (2) 部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、部顧問が作成した活動計画等を学校のホームページに掲載することにより公表する。

## 3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 文化部活動の実施に当たっては、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成31年4月文化庁)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止に努め、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 文化部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技術等の向上や大会等での好成績など、それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な指導に努める。

## 4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の取扱については、原則、次のとおりとする。
  - ア 平日は教員の定時退校日を休養日とする。
  - イ 土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とするが、両日とも活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるように、休養日を他の日に振り替える。
  - ウ 平日の活動時間は2時間程度、休業日の活動時間は3時間程度とする。
- (2) 長期休業中の取扱については、原則、次のとおりとする。
  - ア 平日は部活動単位で休養日を1日以上設定する。
  - イ 土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とするが、両日とも活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるように、休養日を他の日に振り替える。
  - ウ 夏季一斉閉庁の期間や年末年始の期間等を利用して、まとまった休養期間を設ける。
  - エ 1日の活動時間は3時間程度とする。
- (3) 年間の活動時間は、週平均16時間未満とする(学校で参加する大会等の活動時間を除く)。

## 5 学校で参加する大会等

学校単位で参加する大会等については、原則、次のとおりとする。

- (1) 高等学校文化連盟が主催、共催、講演する大会。
- (2) その他の大会や地域からの要請により参加する行事・催し等については、全体像を把握し、週末等が開催されるこれらの大会等に参加することが生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう精査する。